

地区公民館（地域の拠点施設）の方向性に関する検討状況について

1 経過等

本市では、「鳥取市自治基本条例」が制定施行された平成20年を「協働のまちづくり元年」とし、地区公民館を地域の生涯学習及び地域コミュニティ活動の拠点に位置付け、協働のまちづくりを推進してきました。

この間、人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、コミュニティの希薄化など、地域を取り巻く環境が大きく変化しており、平成29年度からは市の支援制度が地域の実情や実態に合っているのかアンケートや意見交換等を行い、検討と見直しを図ってきました。

現在では、地域の実情に合わせて、組織の一体化や資金の一本化を図る新たな支援制度を活用してまちづくりに取り組む地区や、共助交通、地域福祉など地域共生社会に向けた新しい取組を地域の発案で実践する地区もあります。

2 検討内容

このような地域の自発的な取組や文科省中央教育審議会の答申をふまえ、地区公民館は、より成熟した地域社会の実現に向け、地域の様々なニーズに応えることができるよう幅広く活用できることが望ましいと考えています。

地区公民館が果たしてきた「学びの成果を活かした住民主体のまちづくり」を継承しつつ、地区公民館を地域のアイデアを実現できるような『多様な目的で活用できる施設』にすることを検討しています。

一方、地域では組織力の低下や、役員のなり手不足に悩まされています。地域活動を支援する公民館職員体制にも限界があることから、職員の役割を併せて整理していきたいと考えています。

なお、佐治地区で導入している地域拠点施設（コミセン）への指定管理者導入は、地域の意向に基づき、地元NPOが自主的に取り組む施設管理者の変更であり、今回の検討とは別の内容です。

3 スケジュール案

| | |
|--------|--|
| 2月17日 | 市民自治推進委員会から意見書を受理 |
| 3月29日 | 協働のまちづくり推進本部で地区公民館のあり方検討について協議 |
| 5月20日 | 協働のまちづくり推進本部幹事会で方向性を協議 |
| 8～11月 | ブロック毎に公民館長との意見交換会を開催 |
| 11月～ | 協働のまちづくり推進本部、市民自治推進委員会等で共有、協議 |
| 年度内 | 協働のまちづくりガイドラインの作成にあたり地区公民館の多機能化（幅広く活用できる施設への移行）について掲載を検討 |
| 令和4年度～ | 新たな地域拠点施設についての検討開始 |

4 検討のポイント

- ①地域のアイデアを実現できる多様な目的で活用できる施設の位置付け、役割
- ②地区公民館を社会教育法の適用外とすることの整理（社会教育法の適用を受けない施設において生涯学習の場を確保する仕組み、施設条例の整理・新設等）
- ③公民館職員の役割や地域との関わりの整理